

## 「令和7年度(2025年度)山口県食品衛生監視指導計画(案)」に対する 意見の募集結果について

山口県では、食品衛生法の規定により、「令和7年度(2025年度)山口県食品衛生監視指導計画」を作成しましたので、公表します。

また、計画の策定に当たり、計画案に対して実施したパブリック・コメント(県民意見の募集)の結果について、合わせて公表します。

---

### 1 公表する資料

- (1) 令和7年度(2025年度)山口県食品衛生監視指導計画(概要)
- (2) 令和7年度(2025年度)山口県食品衛生監視指導計画(全文)

### 2 提出いただいた意見とそれに対する県の考え方

- (1) 意見募集期間 令和7年2月13日(木)～令和7年3月14日(金)
- (2) 意見の件数 1人 26件
- (3) 意見の内容と県の考え方

#### 【山口県食品衛生監視指導計画に関するもの】

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	<b>【第2 監視指導に関する基本的事項】</b> 「山口県内(下関市を除く。)」との記述があります。 誤解等を避けるために、「下関市を除く」理由を追記すべきと感じます。 御検討宜しく御願ひ致します。	食品衛生法第24条の規定に基づき、本計画が都道府県知事や保健所を設置する市(下関市など)の市長等が定めるものとされていることを踏まえた記述としており、原文のままとします。

2	<p>【第2 監視指導に関する基本的事項】 「3 重点監視事項の設定」のうち「(2) 改正食品衛生法の適切な運用に向けた指導・助言新たな許可業種、施設基準に対応できるよう、関係する食品等事業者*に対し、指導・助言を行います。」の項目・文面削除。 …今回追加となった文面は、追加となった事が分かる様な対応（下線実地等）の上で追加理由を冒頭あるいは地下文面ヶ所に明示。 変更(削除)となった文面については、同様の対応、或いは冒頭/目次の末尾に変更理由明示すべきと考えます（パブリックコメントの回答ではなく、当該指導計画内に追加・変更理由明示すべきと考えます）。</p>	<p>食品衛生法の改正に伴う新たな許可業種における許可取得等の経過措置期間が終了したことに伴い、来年度の重点監視事項からは削除しましたが、引き続き適切な運用についての指導・助言を行います。 なお、追加・変更・削除等の理由については、毎年度ごとに策定する計画であることを踏まえ、前計画からの相違点を個々に記載はしていないため、記載は原文のままとします。（以下同様）</p>
3	<p>【第2 監視指導に関する基本的事項】 「(3) 食中毒予防対策の強化」に「A 多数の参加者が見込まれる大規模イベント（全国高等学校総合体育大会等）や観光に関する宿泊施設等における食品衛生対策を徹底します。」を追加。 …今回追加となった文面は、追加となった事が分かる様な対応（下線実地等）の上で追加理由を冒頭あるいは地下文面ヶ所に明示。 変更(削除)となった文面については、同様の対応、或いは冒頭/目次の末尾に変更理由明示すべきと考えます（パブリックコメントの回答ではなく、当該指導計画内に追加・変更理由明示すべきと考えます）。</p>	<p>県内でも開催される全国高等学校総合体育大会等大規模イベントや観光等によって、多数の参加者が見込まれるため、関連施設における食品衛生対策を徹底します。</p>

<p>4</p>	<p><b>【第2 監視指導に関する基本的事項】</b>  「農林水産部局との間で、情報を相互に提供する等緊密な連携体制を確保します。」との記述ありますが、内容が具体性に欠けると感じます。  「どのような情報を」「どのような手段で」「どのような頻度で（定期的なのか問題発生都度なのか）」等を明示すべきと考えます。  「農林水産部局との間で、情報を相互に提供する等緊密な連携体制を確保します。」との記述、過去の当該計画にも記述ありました。  数年経過しても「連携体制を確保」出来ていないのでしょうか。確保済であれば計画には「体制を維持します」との記述となるはずですが。  御確認宜しく御願ひ致します。</p>	<p>農産物の基準違反時の対応等において連携して対応していることから、御意見を踏まえ、本文中の記載を修正しました。</p>
<p>5</p>	<p><b>【第4 監視指導の実施】</b>  「1 監視指導を実施すべき事項」のうち、「(1) 重点監視事項」から「改正食品衛生法の適切な運用に向けた指導・助言」の削除  …今回追加となった文面は、追加となった事が分かる様な対応（下線実地等）の上で追加理由を冒頭あるいは地下文面ヶ所に明示。変更(削除)となった文面については、同様の対応、或いは冒頭/目次の末尾に変更理由明示すべきと考えます（パブリックコメントの回答ではなく、当該指導計画内に追加・変更理由明示すべきと考えます）。</p>	<p>食品衛生法の改正に伴う新たな許可業種における許可取得等の経過措置期間が終了したことに伴い、来年度の重点監視事項からは削除しましたが、引き続き適切な運用についての指導・助言を行います。</p>

6	<p><b>【第4 監視指導の実施】</b></p> <p>「2 施設への立入検査に関する事項」のうち、「(3) 監視回数の留意事項等」「ア」の「法改正により新たに許可業種となった施設のうち100施設について、」が「主に、小規模な流通食品製造(調理)施設のうち100施設について、」と表記変更</p> <p>…今回追加となった文面は、追加となった事が分かる様な対応(下線実地等)の上で追加理由を冒頭あるいは地下文面ヶ所に明示。変更(削除)となった文面については、同様の対応、或いは冒頭/目次の末尾に変更理由明示すべきと考えます(パブリックコメントの回答ではなく、当該指導計画内に追加・変更理由明示すべきと考えます)。</p>	<p>令和5年度は大規模な施設を対象に、令和6年度は、水産製品製造業や漬物製造業等の法改正により新たに許可対象となった業種を対象に監視を実施しました。来年度は、より一層適切な運用促進を図る必要があると考えられる「小規模な飲食店や製造業」を対象とし、実践的できめ細かな指導・助言を行うこととしています。</p>
7	<p><b>【第4 監視指導の実施】</b></p> <p>「3 一斉監視指導等の実施に関する事項」のうち、「(6) HACCP指導強化期間」「ア 対象施設」が「法改正による新たに許可業種(施設)のうち、水産製品製造業、漬物製造業、食品の小分け業」から「小規模な流通食品製造(調理)施設等」に変更</p> <p>…今回追加となった文面は、追加となった事が分かる様な対応(下線実地等)の上で追加理由を冒頭あるいは地下文面ヶ所に明示。変更(削除)となった文面については、同様の対応、或いは冒頭/目次の末尾に変更理由明示すべきと考えます(パブリックコメントの回答ではなく、当該指導計画内に追加・変更理由明示すべきと考えます)。</p>	<p>令和5年度は大規模な施設を対象に、令和6年度は、水産製品製造業や漬物製造業等の法改正により新たに許可対象となった業種を対象に監視を実施しました。来年度は、より一層適切な運用促進を図る必要があると考えられる「小規模な飲食店や製造業」を対象とし、実践的できめ細かな指導・助言を行うこととしています。</p>

8	<p><b>【第4 監視指導の実施】</b></p> <p>「3 一斉監視指導等の実施に関する事項」の表中「一斉監視指導」の「野生鳥獣肉処理施設一斉監視指導」が「11月～1月」→「(10月～1月)と変更</p> <p>…今回追加となった文面は、追加となった事が分かる様な対応(下線実地等)の上で追加理由を冒頭あるいは地下文面ヶ所に明示。変更(削除)となった文面については、同様の対応、或いは冒頭/目次の末尾に変更理由明示すべきと考えます(パブリックコメントの回答ではなく、当該指導計画内に追加・変更理由明示すべきと考えます)。</p>	<p>狩猟時期等を踏まえ、実施期間を変更しました。</p>
9	<p><b>【第4 監視指導の実施】</b></p> <p>ふぐについては「フグを取り扱う施設」についての記述のみで「免許」についての記述見当たりませんが、「フグを取り扱う施設」=「ふぐ取り扱い免許保持者勤務施設」と認識しております。</p> <p>ふぐに関する免許は都道府県ごとの取り扱い、この状況を見直す動きがある、と聞いております。</p> <p>法改正に対しては県として適正に意見明示願います。</p>	<p>法改正に伴い、条例を改正しています。</p> <p>いただいた御意見については、今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p>
10	<p><b>【第4 監視指導の実施、第11 食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上】</b></p> <p>一部に「野生鳥獣肉」の記述ありますが、今後当分野取り扱い拡大の可能性あります。</p> <p>食品衛生監視指導の適切な施策実施を宜しく御願致します。</p>	<p>いただいた御意見については、今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p>

1 1	<p>【第5 食品等の収去検査等】</p> <p>「1 収去検査の方向性」</p> <p>「別表3 令和7年度（2025年度）食品の収去検査保健所検査分予定数」の全項目と、「別表4 令和7年度（2025年度）食品の収去検査環境保健センター検査分予定数」の「食品中のアレルギー検査」について、予定検体数が令和6年度（2024年度）から大幅に減数となっております。</p> <p>理由御説明願います。</p> <p>又、検体数変更については、パブリックコメントの回答では無く別表3, 4に、令和6年度（2024年度）の予定検体数・実績検体数を明示の上、検体数減の理由も当該頁に明示すべき、と考えます。</p>	<p>令和5年度からHACCPに沿った衛生管理の指導・助言を強化していますが、より効果的・効率的に不適正食品の流通防止を図るため、過去の違反事例等を踏まえ、検査対象の見直しを行いました。</p>
1 2	<p>【第5 食品等の収去検査等】</p> <p>「3 環境保健センターで実施する検査」の「（1）畜水産食品中の抗生物質、合成抗菌剤、内寄生虫用薬の残留実態検査を実施します。」との記述があります。</p> <p>実態検査対象の拡大拡充を宜しく御願ひ致します。</p> <p>&lt;例（あくまで例）&gt;</p> <p>水産食品（調理加工前）内のマイクロプラスチック</p>	<p>いただいた御意見については、今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p>

<p>1 3</p>	<p><b>【第5 食品等の収去検査等】</b></p> <p>「3 環境保健センターで実施する検査」の「(3) 食品中のアレルギー*検査」は、「小麦、卵、乳、落花生、えび及びかにの検査を実施」の6品目となっておりますが、現在の「アレルギー表示特定原材料(表示:義務)」は「えび、かに、くるみ、小麦、そば、卵、乳、落花生(ピーナッツ)」の8品目であり、「そば」「くるみ」が検査対象から抜けております。</p> <p>当該2品目も検査対象に追加願います。追加出来ない場合は、その理由を当該計画に明示願います。</p> <p>「アレルギー表示の対象となっている品目」の、「特定原材料に準ずるもの(表示義務:推奨(任意))」となっております20品目(アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン)についても、県として何らかの対応を御検討宜しく御願致します。</p> <p>食品に関する検査対象・検査項目は、法令上必要範囲・世間一般通念上必要範囲が日々変化していると考えます。</p> <p>県行政として適切・迅速に御対応宜しく御願致します。</p>	<p>国から公定法が示されている特定原材料を対象に行うこととしており、検査項目については、過去の検査結果等を踏まえ、実施することとしています。</p>
<p>1 4</p>	<p><b>【第6 違反を発見した場合の対応】</b></p> <p>「3 違反の公表 違反のうち、県民に健康被害が発生し、又は発生するおそれがあり、県民に注意を促す必要があると判断される場合は、原則として公表します。」とありますが、違反案件は全て公表願います。</p>	<p>いただいた御意見については、今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p>

15	<p>【第11 食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上】 「食の安心モニター」だけでなく、広く県民から「食の安心」に関する意見通報を受け入れる様な施策の実施を宜しく御願い致します。</p>	<p>県民の皆様や事業所からの「食の安心・安全」に関する相談や通報をお受けする「食の安心ダイヤル（083-933-3000）」や「食の安心相談室」（県庁内）、食の安心相談員（保健所）を設置しています。</p> <p>いただいた御意見については、今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p>
16	<p>【第11 食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上】 前述「モニター募集」の件を含め、県と市町、あるいは関係組織団体との連携を密にされます様宜しく御願い致します。</p>	<p>いただいた御意見については、今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p>
17	<p>当該指導計画は毎年作成・実施されているものと認識しております。</p> <p>そうであれば、次年度指導計画（案）には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過去数年の関係会議開催状況</li> <li>・過去数年の指導・検査等実績</li> <li>・昨年度の指導計画との相違点とその理由、昨年度と同じならば同じとした理由を「計画（案）」に明示が必要と考えます。</li> </ul>	<p>過去の指導・検査の実績等については、監視指導計画の実施状況として県ホームページに掲載していますので、記載は原文のままとします。</p> <p>いただいた御意見については、今後のパブリック・コメント実施の際の参考とさせていただきます。</p>
18	<p>当「指導計画（案）」に沿って具体的な行動内容が決定されると認識しております。効果的・具体的・適切な対応と結果の公表を宜しく御願い致します。</p>	<p>いただいた御意見については、今後の施策推進の参考とさせていただきます。なお、監視指導計画の実施状況については、翌年度の6月末までに公表することとしています。</p>

【表記の方法等に関するもの】

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
19	<p>年代表記が元号のみと思われます。分かりやすくするため西暦への統一または双方併記への統一を宜しく御願ひ致します。</p>	<p>出典元の表記をそのまま使用した箇所を除き、和暦・西暦を併記する表記方法としています。</p>
20	<p>「【参考資料】用語解説」と、目次での「・本文右上に「*」印のある用語は、用語解説（参考資料）に掲載されています。」は有難いです。</p> <p>用語解説掲載語句の再精査を宜しく御願ひ致します。</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p>

【パブリック・コメント等に関するもの】

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
21	<p>当案件、本文は12頁ほど+別図+別表+用語解説ではありますが、意見作成の為に本来過去の指導計画や関係法令・条例・細則・ガイドライン・別途公開されている過去実績等々も確認するべきと考えます。</p> <p>又、前述の通り記述に多数の不備不足があると感じます。</p> <p>その様な意見募集を、通常と同様の1ヶ月の期間設定は短いと感じます。</p> <p>期間の延長、又は期間内意見を反映させた資料を再提示の上での意見募集再実施を求めます。(県のパブリック・コメントに関する条例では募集期間は1ヶ月固定絶対、1回限定とはしていないと記憶しております。)</p> <p>県行政では、1企業の申請に対して、内規に定める期間を超過して「資料不足」を理由に「資料再提出」を指示し、数年単位の長期検討を実施した例がある、と記憶しております。</p> <p>「県民＝主権者」からの「資料不足又は期間不足による意見募集の期間延長/再実施」の要請を断るのであれば、その理由を明示願います。</p> <p>(「県の条例に則って(1ヶ月)実施している」と言うのは、上記の通り</p> <p>内規に定める期間を大幅に超過して対応している事例がありますので返答に値しないと考えます。)</p>	<p>本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しております。</p> <p>意見募集の時期・期間については、計画作成過程の中で決定しており、期間延長等の予定はありません。</p>

<p>2 2</p>	<p>今回の意見募集の広報・記事扱いが実際の程度あったのか、後々「広報が十分なされたか」を判断する為にも、「県のホームページ＝県行政に関心又は用事の在る県民が参照する媒体」では無く、一般県民が広く目にする新聞にどう広告掲載した/記事掲載されたのか、『具体的(媒体、掲載日、大きさ)』に提示願います(記事の場合は把握している範囲内で御願い致します)。</p> <p>(県広報誌(2月発行)にはパブリックコメント(県民意見募集)全般の記事・記載も無かったと記憶しております。</p> <p>意見募集期間に新聞に掲載された「山口県からのお知らせ(山口県公報)」の広告/公報(下4段程度広告/公報)にも、パブリックコメント/県民意見募集実施に関する記事は、具体的案件についても、一般的な内容についても無かったと記憶しております。)</p> <p>今回の案件を含め、県広報誌や「山口県からのお知らせ」に個々のパブリック・コメント/県民意見募集についてや、パブリックコメント/県民意見募集全般に関する記事が殆ど掲載されていない理由を明示願います。</p> <p>(パブリック・コメントの広告を小さく掲載するよりも、紙面を広く取る「山口県からのお知らせ」の項目の1つ、とする方が明らかに県民の目に留まると思われま</p> <p>す。</p> <p>「個別の(小さい)広告を新聞に掲載した」と言うのは、「適切に広報を実施した」とは言えないと感じます。)</p>	<p>パブリック・コメントの実施については、記者配布を行い、県ホームページに掲載するとともに、新聞広告3社により広報に努めました。</p> <p>県広報誌は年4回の発行となっており、原稿を入稿する時期との兼ね合いから、主に速報性のある県ホームページや新聞広告等を活用した広報に努めています。</p> <p>限られた予算の中、いかに効果的に広報を行うか、今後とも検討してまいります。</p>
------------	--	--

23	<p>前述意見に対する御返答と、意見送付県民数・意見数より、今回の当該パブリック・コメント/県民意見募集について、広報が十分になされたかどうか、御判断御明示願います。</p> <p>(意見募集結果(人数・件数)の明示)ではなく、「広報が十分に実施されたかどうかの『判断』」(十分・不十分)を御明示願います。)</p>	<p>パブリック・コメントの実施については、記者配布を行い、県ホームページに掲載するとともに、新聞広告3社により広報に努めました。</p> <p>県広報誌は年4回の発行となっており、原稿を入稿する時期との兼ね合いから、主に速報性のある県ホームページや新聞広告等を活用した広報に努めています。</p> <p>限られた予算の中、いかに効果的に広報を行うか、今後とも検討してまいります。</p>
24	<p>当件の内容は地域性専門性の高いものとなっていると考えます。県民からの意見募集の他に、住民・関係者・専門家・各自治体からの直接の意見聞き取り等の実施を御願い致します。(案作成時に実施済とは思いますが一応。)</p>	<p>本計画の策定に当たっては、有識者や関係団体、県民から公募した委員等で構成する「山口県食の安心・安全審議会」の御意見をお聞きしています。</p>
25	<p>パブリックコメント/意見募集の資料の年代表記は西暦のみあるいは西暦元号併記とされます様宜しく御願い致します。</p>	<p>いただいた御意見については、今後のパブリック・コメントを実施する際の参考とさせていただきます。</p>
26	<p>「用語解説」の掲載を、県パブリックコメント/意見募集案件資料の必須項目とされます様宜しく御願い致します。</p>	